



三重県公報

令和6年10月18日（金）

第 559 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	告 示		
698	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	（ 防 災 砂 防 課 ）	2
699	三重県が管理する港湾施設の概要の一部を改正する告示	（ 港 湾 ・ 海 岸 課 ）	2
	公 告		
	農用地利用集積等促進計画の認可	（ 担 い 手 支 援 課 ）	3
	土地改良区役員の就任の届出	（ 農 地 調 整 課 ）	3
	土地改良区の定款変更の認可	（ 同 ）	3
	公共測量を実施する旨の通知	（ 公 共 用 地 課 ）	3
	同件	（ 同 ）	4
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	（ 建 築 開 発 課 ）	4
	開発行為に関する工事の完了	（ 同 ）	4

告 示

三重県告示第 698 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県四日市建設事務所及び四日市市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 6 年 10 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

北山地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

2 区域の所在地

四日市市北山町

3 区域の土地の表示

四日市市北山町字中ノ山 2001 番 1 の一部、2112 番の一部、2113 番の一部、2113 番 1 の一部、2113 番 2 の一部、2114 番の一部、2115 番の一部及び 2115 番 1 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第 699 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定に基づき、三重県が管理する港湾施設の概要（平成 13 年三重県告示第 422 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

令和 6 年 10 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

鵜殿港の表中

「

(1) 水域施設

港湾施設の種類	名 称	水深(m)	延長(m)又は面積(㎡)	施 設 番 号
航路	鵜殿港航路	－5.5	幅員 100 延長 650	A-1-1
泊地	鵜殿港泊地	－3.0	3,990	A-9-1
	鵜殿港泊地	－7.5	20,000	A-9-2
	鵜殿港泊地	－5.5	18,400	A-9-3
	鵜殿港泊地	－5.5	38,805	A-9-4

を

「

(1) 水域施設

港湾施設の種類	名 称	水深(m)	延長(m)又は面積(㎡)	施 設 番 号
航路	鵜殿港航路	－5.5	幅員 100 延長 650	A-1-1
泊地	鵜殿港泊地	－3.0	3,990	A-9-1
	鵜殿港泊地	－7.5	20,000	A-9-2
	鵜殿港泊地	－5.5	18,400	A-9-3
	鵜殿港泊地	－5.5	38,805	A-9-4
	鵜殿港泊地	－5.5	6,200	A-9-5
	鵜殿港泊地	－2.0	16,400	A-9-6

に

改める。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 6 年 10 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
岩垣 隆雄	津市	株式会社 大田農産	津市	津市白山町山田野的場 3417
山本 武	津市	株式会社 大田農産	津市	津市白山町山田野松本 3143 ほか 3 筆
岡田 利彦	津市	株式会社 大田農産	津市	津市白山町山田野福岡前 456 ほか 1 筆
川北 秀彦	津市	田中 弘樹	津市	津市川方町坂ノ越 1260
柴田 和子	津市	田中 弘樹	津市	津市川方町城の越 1254
浦尾 克巳	愛知県名古屋	田中 弘樹	津市	津市川方町城の越 1255 ほか 1 筆
森谷 秀一	津市	矢代 正則	津市	津市南河路備後 689
金児 守	京都府城陽市	矢代 正則	津市	津市南河路備後 690

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 6 年 10 月 18 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 6 年 10 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号）

就任理事

多気郡明和町大字明星 2283 番地 2

下 村 由美子

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 10 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 10 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和 6 年 8 月 13 日から同年 11 月 7 日まで

3 作業地域

四日市市山田町及び同市六名町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、松阪市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 6 年 10 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 6 年 7 月 30 日から令和 7 年 3 月 14 日まで
- 3 作業地域
松阪市大口町

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 6 年 10 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和 6 年 10 月 8 日	株式会社スマートマネジメント 代表取締役社長 関根良樹	三重県四日市市鵜の森 1 丁目 8-13	いなべ市大安町石榑 東字南林 2550-21	A	5.0	30.5

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 10 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 10 月 4 日	いなべ市員弁町松之木字野郷 2658-1	いなべ市員弁町下笠田 1224-6 サンシャイン ヒルズ 水越 太一
令和 6 年 10 月 4 日	いなべ市員弁町北金井字富山 1615-1 ほか 1 筆	いなべ市員弁町下笠田 1224-27 吉住 由隆
令和 6 年 10 月 4 日	三重郡川越町大字高松字鵜之森 485-1 ほか 1 筆	三重郡川越町大字当新田 362-1 株式会社ライフワン 代表取締役 野呂 勇滋
令和 6 年 10 月 7 日	桑名郡木曾岬町新輪 1 丁目 12-22	愛知県名古屋南区南野 3 丁目 19 中部工業株式会社 代表取締役 嶋田 雅之

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
